

御宿町起業創業等支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、御宿町内において空き家、空き店舗等を活用し、新たに事業を起こす個人を支援し、町内の産業の活性化及び発展を図るため、予算の範囲内で、御宿町補助金等交付規則（平成6年規則第4号）及びこの要綱に基づき、御宿町起業創業等支援事業補助金（以下「支援事業補助金」という。）を交付する。

(交付対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる個人は、次の各号に掲げる要件を全て満たす個人であって、町税の滞納がないものとする。

- (1) 補助金申請時点において本町に住所を有する者であること。
- (2) 御宿町暴力団排除条例（平成23年条例第12号）第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。
- (3) 本町で実施している他の制度による補助金、助成金奨励金の交付を受けていないこと。
- (4) 補助金の交付は同一の補助対象者に対して1回限りとする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 町内にある店舗だった建物、空き家等を購入又は賃貸し、事務所を設け、起業し、又は創業するものであること。
- (2) 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業に該当する事業でないこと。
- (3) 開業届を提出しており、許認可が必要な事業において、許認可を受けている又は受ける見込みであること。
- (4) 営利を目的とする事業であること。
- (5) 仮設又は臨時店舗などでないこと。
- (6) 地域の風紀を著しく害する事業でないこと。
- (7) その他町長が適当でないと判断する事業でないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費は、対象事業の開始に必要な次に掲げる経費とする。

- (1) 事業所の増改築費
- (2) 設備及び備品の購入費
- (3) 広告宣伝費
- (4) 試作費
- (5) その他町長が適当と認める経費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条第1号から第5号までに掲げる経費の2分の1以内の額とし、上限を30万円とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる。

(交付申請)

第6条 支援事業補助金の交付を受けようとする者は、町長が定める期日までに、御宿町起業創業等支援事業補助金申請書(別記様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 御宿町起業創業等支援事業計画書
- (2) 事業収支予算書
- (3) 住民票
- (4) 納税証明書
- (5) 賃貸借契約書等

(交付決定)

第7条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を精査し、補助金の適否を御宿町起業創業等支援事業補助金交付決定通知書(別記様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更)

第8条 第7条の規定により補助金の交付決定を受けた者は、申請の内容に変更が生じた場合は御宿町起業創業等支援事業補助金変更交付申請書(別記様式第3号)を、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請により補助金の額又は、補助金の交付期間を変更することと決定したときは、御宿町起業創業等支援事業補助金変更交付決定通知書（別記様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 第7条の規定により補助金の交付決定を受けた者は御宿町起業創業等支援事業補助金実績報告書（別記様式第5号）に次の各号に掲げる書類を添えて、年度末までに町長に提出しなければならない。

- （1）事業収支決算書
- （2）領収書の写し
- （3）購入・改修をした物の写真
- （4）営業許可書等の写し
- （5）その他参考となる資料

2 町長は、前項に定める実績報告書を受領したときは、内容を精査し、適当と認めるときは、補助金額を確定し、御宿町起業創業等支援事業補助金交付確定通知（別記様式第6号）により申請者に通知するものとする。

（交付請求）

第10条 補助金の交付を請求するときは、御宿町起業創業等支援事業補助金交付請求書（別記様式第7号）を町長へ提出しなければならない。

（補助金の返還）

第11条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定及び、交付確定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）当該補助金の交付に係る事業を中止、又は廃止した場合
- （2）当該補助金の交付を受けた日から3年以内に住所を有しなくなった場合
- （3）補助金の申請に関し、偽りその他不正の行為があったとみとめたとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定及び、交付確定の全部又は一部を取消した場合は御宿町起業創業等支援事業補助金交付決定取消通知書（第8号様式）により申請者に通知するものとする。なお、既に補助金が交付されているときは、補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。ただし、町長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公示の日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和 10 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、同日後においても、第 11 条の規定については、なおその効力を有する。

